

安全保障輸出管理手続きマニュアル

I 技術の提供等を行う場合の手続き等について

1	管理体制について	1
2	手続きフロー	2
3	対象者	2
4	手続きの流れについて（手続きフロー参照）	3
5	事前確認シート	3
6	審査票	3

II 安全保障輸出管理とは

1	安全保障輸出管理の必要性	4
2	大学が安全保障輸出管理に取り組む必要性	4
3	リスト規制とキャッチオール規制	5
	リスト規制一覧	
	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例	
	通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例	
4	技術の提供等の許可申請	17
5	居住者及び非居住者について	17
6	法令違反に対する罰則	17
7	みなし輸出の明確化について	18
8	各段階（入口，中間，出口）における誓約書等の管理について	19
9	各種誓約書の運用について	19
10	問い合わせ先	19

III 参考資料

○輸出管理事前確認シート〔技術の提供，貨物の輸出用〕	20
○輸出管理事前確認シート〔留学志願者用〕	25
○輸出管理事前確認シート〔外国人受入用〕	27
○輸出管理事前確認シート〔外国出張，外国渡航用〕	30
○審査票（技術の提供・貨物の輸出の概要）	33
○審査票外国人（留学生・研究者等）に教育・提供する技術の概要	35
○二次審査申請用内申文例	37
○外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための 特定類型該当性に関する誓約書（様式A）	38
○Confirmation Letter regarding the Applicability of the Specific Categories for Compliance with Article 25 (1) and (2) of the Foreign Exchange and Foreign Trade Act	39
○誓約書 様式B-1：採用時，教職員等用	41
○誓約書 様式B-2：入学時，大学院学生用	42
○Pledge Form B-3：入口管理にかかる英文誓約書	43
○誓約書 様式C-1：一時帰国時，教職員等用	44
○誓約書 様式C-2：一時帰国時，大学院学生用	45
○Pledge Form C-3：中間管理にかかる英文誓約書	46
○誓約書 様式D-1：退職時，教職員等用	47
○誓約書 様式D-2：修了時，大学院学生用	48
○誓約書 様式D-3：退学時，大学院学生用	49
○Pledge Form D-4：出口管理にかかる英文誓約書	50
○日本大学安全保障輸出管理規程	51

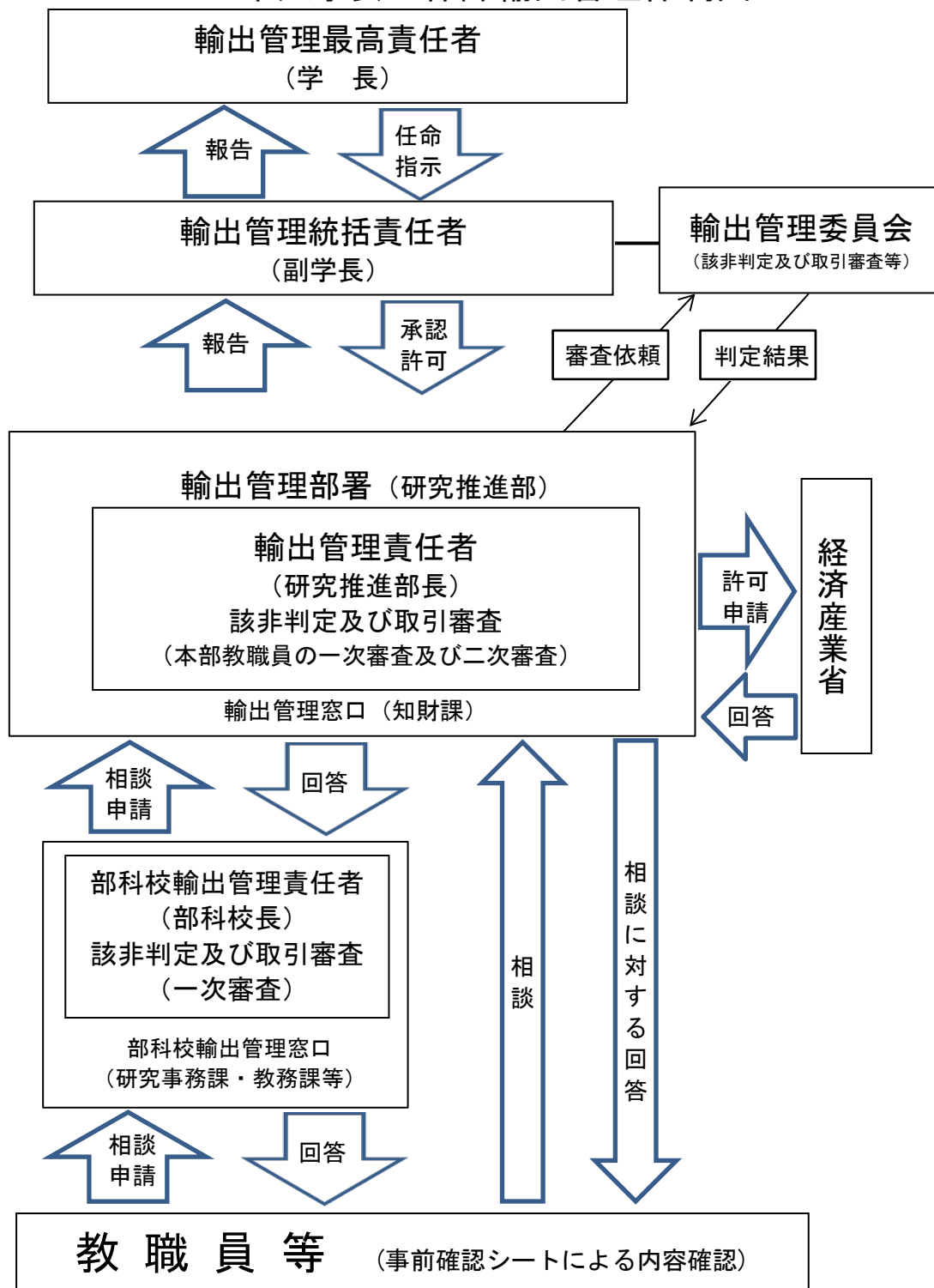
I 技術の提供等を行う場合の手続き等について

本学では、安全保障輸出管理について、外為法等の関係法令を遵守するため本学における管理体制及び必要な手続きを定めた日本大学安全保障輸出管理規程（平成30年4月1日施行）を制定しました。

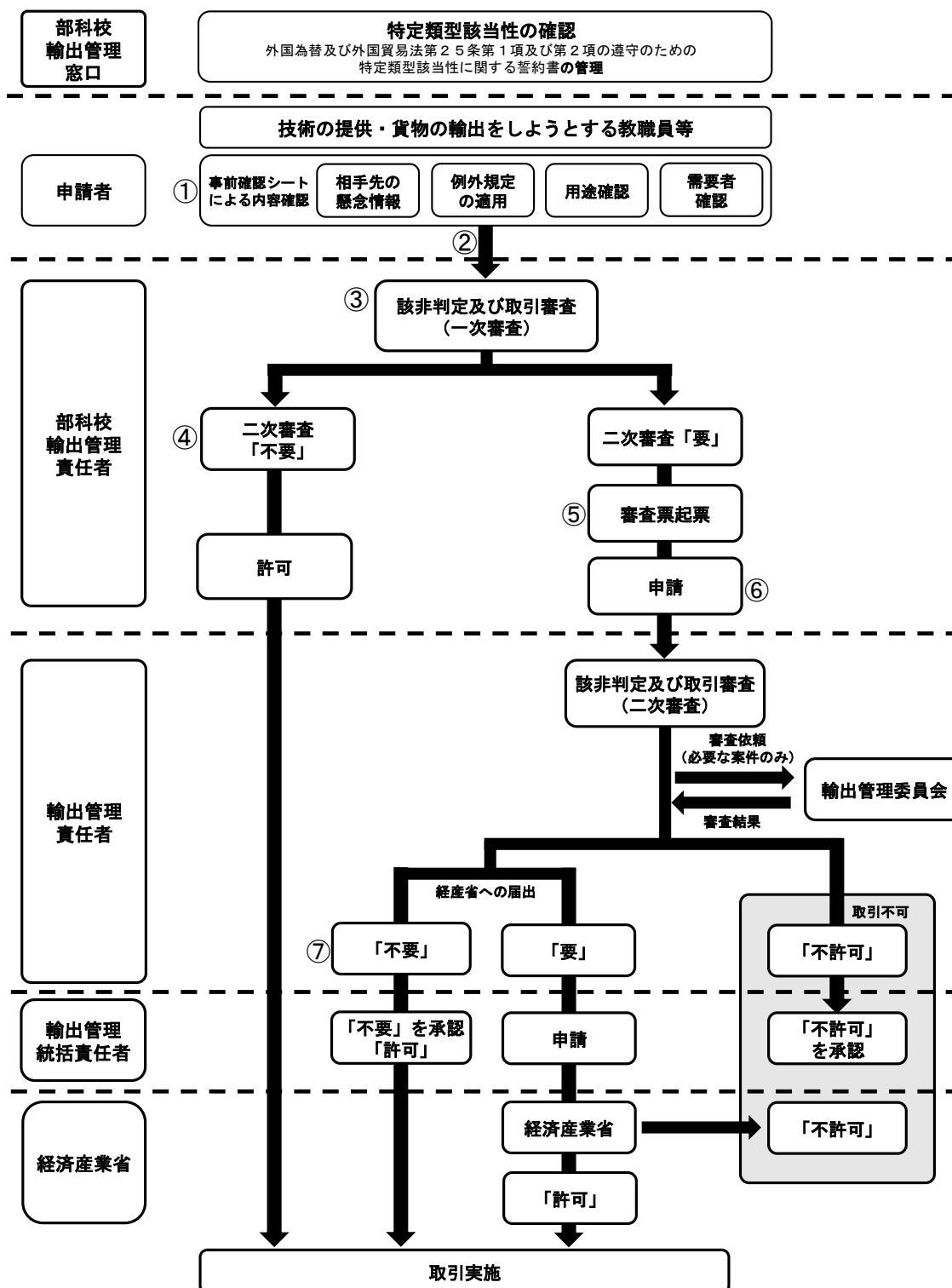
以下に具体的な手続き等を説明します。

1 管理体制について

日本大学安全保障輸出管理体制図



2 手続きフロー



3 対象者

技術の提供や貨物の輸出を行おうとする教職員等

※ 教職員等とは

- (1) 役員，教員，職員，研究員及びその他大学に雇用又は委嘱される者
- (2) 学部，大学院及び短期大学部に在籍する学生（研究生等を含む。）

※ 貨物の輸出とは，外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいいます。

※ 取引とは技術の提供又は貨物の輸出をいいます。

4 手続きの流れについて（手続きフロー参照）

- ① 技術の提供や貨物の輸出を行おうとする教職員等（申請者）が事前確認シート（技術の提供、貨物の輸出用）を用いて、自身で各項目の内容確認を行ってください。
- ② 申請者は、部科校輸出管理窓口（研究事務課・教務課等）に事前確認シートを提出してください。
- ③ 部科校輸出管理責任者（部科校長）が、事前確認シートにより該非判定及び取引審査（一次審査）の判定を行います。
- ④ 部科校輸出管理責任者は、二次審査が不要と判定した場合、申請者に技術の提供や貨物の輸出の許可を通知します。
申請者は、部科校輸出管理責任者から取引許可の通知を受けるまで、技術の提供、貨物の輸出はできません。自己判定で取引はできませんので留意してください。
- ⑤ 二次審査が必要な場合は、申請者は審査票を起票して、部科校輸出管理窓口へ提出してください。
- ⑥ 部科校輸出管理責任者が一次審査（審査票の確認）を実施の上、輸出管理責任者（本部研究推進部長）へ二次審査の申請を行います。
- ⑦ 輸出管理責任者（本部研究推進部長）が該非判定及び取引審査（二次審査）の結果を部科校輸出管理窓口（研究事務課・教務課等）経由にて、申請者に通知します。
申請者は、経済産業大臣の取引許可の通知があるまで取引（技術の提供や貨物の輸出）は、できません。

※二次審査では、本部で次のことを行います。

- ・輸出管理責任者（本部研究推進部長）は、事前確認シート及び審査票に基づき経済産業省への届出が必要か否かの判定を行います。
- ・必要に応じて輸出管理委員会へ審査を依頼します。

5 事前確認シート

事前確認シートは、4種類あります。以下の目的に応じて使い分けてください。

- ① 技術の提供、貨物の輸出用（提出先：研究事務課等）
技術の提供や貨物の輸出を行おうとする教職員等が、国内に滞在した状態で、海外又は国内の非居住者等（非居住者の影響を強く受けている居住者を含む。）へ技術を提供する若しくは貨物を輸出する場合に使用します。
- ② 留学志願者用（提出先：教務課等）
教員が、主に大学院の留学志願者から出願の事前相談等を受けた際に使用します。
- ③ 外国人受入用（提出先：庶務課・教務課・学生課・研究事務課等）
留学志願者以外の外国人を受入れる際に、受入予定の教職員が使用します。
- ④ 外国出張、外国渡航用（提出先：庶務課・教務課・学生課・研究事務課等）
教職員等が、外国に出張する際に携行品等の確認のために使用します。
事前確認シートは取引許可に要する時間を考慮し、十分に余裕をもって確認し申請を行うようにしてください。

6 審査票

部科校輸出管理責任者が、二次審査が必要と判定した際に、技術の提供や貨物の輸出を行おうとする教職員等に審査票の起票を指示します。

技術の提供や貨物の輸出を行おうとする教職員等は、審査票を起票し、事前確認シートとともに、部科校輸出管理窓口を経由し部科校輸出管理責任者に提出します。

II 安全保障輸出管理とは

1 安全保障輸出管理の必要性

安全保障輸出管理は、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な技術や貨物が、我が国及び国際的な平和と安全を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐために技術の提供や貨物の輸出の管理を行うことです。

2 大学が安全保障輸出管理に取り組む必要性

北朝鮮による核・ミサイル開発を始め、懸念国による軍事能力強化の動きが活発化する一方で、非国家主体によるテロリズムが世界中に拡大し、化学兵器を使用した事案も報告されるなど、世界の安全保障環境は大きく変化しています

また、近年、民生技術が技術革新を主導するようになり、デュアルユース技術等の民生技術を軍事転用する動きも出てきている中で、貨物のみならず技術の管理の重要性が高まっており、さらに懸念国やテロリストが研究者や留学生を派遣するといった例があるなど、その調達活動は益々多様化させており、大学や研究機関においても、技術及び貨物の管理を適切に行う必要があります。

図 1

＜外国における高度技術流出の懸念事例＞（出展）各種報道等

米国では、懸念国等からの高度な技術の獲得が懸念される事例が発生しており、その中には、内外の大学等が関係する事案で、関係者に有罪判決が下された事例もあります。

米国事例 1

- イリノイ州のエンジニアリング会社Trexim Corporationの社長であるBilal Ahmedは、炭素繊維等を無許可でパキスタン宇宙高層大気研究委員会に輸出。
- パキスタン宇宙高層大気研究委員会は、米国において凍結対象エンティティに指定されていた（外国ユーザーリスト掲載）。なお、パキスタン国内の大学と一部の施設を共同利用しており、歴代の同委員長も大学や軍出身者が占める。
- Ahmedは、この罪で懲役2年の判決を受けた。

米国事例 2

- フロリダ在住の中国人女性、Amin Yuは、中国のハルビン工業大学に勤務する教授等の指示により、平成14年から平成26年にかけて、海洋潜水艇用のシステム及び構成部材を中国に輸出。
- 輸出の目的のひとつとして、ハルビン工業大学の教授が、海洋潜水艇—無人水中艇、遠隔操作式艇、自律水中艇の開発に使用するためであったことが判明。
- 以上の理由により、Amin Yuは、米国に対する詐欺行為及び米国に対する犯罪を企て、違法な輸出情報活動を行ったとして起訴された。また、Amin Yuは、起訴の内容を認めている。

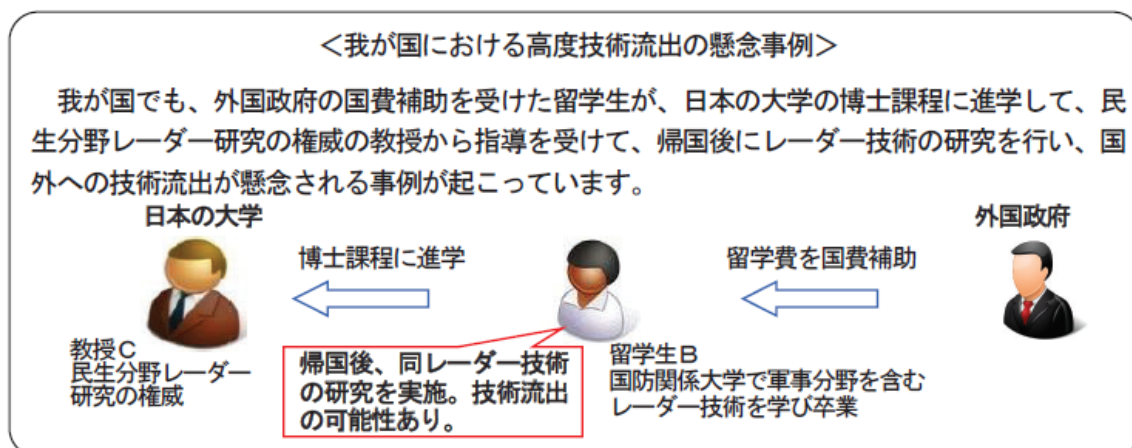
米国事例 3

- Atmospheric Glow Technologies (AGT)社は米空軍研究所 (USAF) と、無人航空機用プラズマアクチュエータの研究契約を結んでいた。
- テネシー大学 J. Reece Roth 教授の元教え子 (Daniel Max Sherman) が AGT 社にいたこともあり、上記研究について同教授と AGT 社は共同研究の契約を結んだ。
- Roth 教授と Sherman 氏は、大学院生助手に研究を手伝わせることで一致。同教授の下で研究活動を行っていた中国人・イラン人学生などに米国政府の許可を得ないまま、この研究に関する報告書へのアクセスを認めた。また、Roth 教授は、講演のため USAF との研究に関係する技術情報の入ったパソコンを輸出許可を得ずに中国に持ち出した。
- これにより、Roth 教授と Sherman 氏は武器輸出管理法違反の罪に問われ、それぞれ懲役4年、懲役14か月（1年強）の判決を受けた。

米国事例 4

- ニュージャージー州在住の中国人で、防衛企業・L-3 Communications の元従業員・劉思星氏は、米国の軍事（ミサイルの誘導システム等）に関する大量の機密データを保持し、当該機密データを中国の大学及び中国政府のシンポジウム等で開示。
- 具体的には、中国の重慶および上海で開催された会議にパソコンを持ち込み、自身が米国で従事している職務上の技術のほかに、米国の法律で輸出が禁じられている国防に関する技術まで紹介。
- これにより、劉思星氏は武器輸出規制法違反及び商業秘密の窃取等の罪を問われ、懲役70か月（6年弱）の判決を受けた。

図 2



大学において「技術の提供」や「貨物の輸出」を行う機会には次のような例があります。

図 3

技術提供等の機会	具体例
外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結	○実験装置の貸与に伴う提供 ○共同研究に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○会議、打合せ等(リモートを含む)
研究試料等の持出し、海外送付	○サンプル品の持ち出し、海外送付 ○自作の研究資機材を携行、海外送付 等
留学生・外国人研究者の受入れ	○実験装置の貸与に伴う提供 ○研究指導に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○授業、会議、打合せ等(リモートを含む) ○研究指導、技能訓練 等
外国からの研究者の受入	○研究施設の見学 ○工程説明、資料配付 等
非公開の講演会・展示会	○技術情報を口頭で提供 ○技術情報をパネルに展示 等

3 リスト規制とキャッチオール規制

外為法に基づく輸出規制は、①リスト規制と②キャッチオール規制から構成されており、これらの規制に該当する技術の提供や貨物の輸出は、経済産業大臣の事前許可が必要となります。

① リスト規制

武器及び大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれの高い技術や貨物に該当する場合には、輸出等の仕向地にかかわらず経済産業大臣の事前許可が必要になります。

具体的には、品目（リスト）が「外為令別表」及び「輸出令別表第1」に、仕様（スペック）が「貨物等省令」に規定されています。したがって、提供する技術や輸出する貨物が、これらに該当するか否かを判定する必要があります。

「外為令別表」及び「輸出令別表第1」に規定されている品目は次頁以降のとおりであり、これらの品目が「貨物等省令」に規定されている仕様に該当すれば、リスト規制の対象になります。詳細については、[gaihihanteisankou3-4.pdf \(meti.go.jp\)](#)を御参照ください。

リスト規制一覧（2021年12月時点）

項番	項目	項番	項目
1 武器		(8)	周波数変換器等
(1)	銃砲・銃砲弾等	(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属
(2)	爆発物・発射装置等	(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等
(3)	火薬類・軍用燃料	(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(11)	しごきスピニング加工機等
(5)	指向性エネルギー兵器等	(12)	1 数値制御工作機械
(6)	運動エネルギー兵器等		2 測定装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(13)	誘導路・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等
(8)	軍用船舶等	(14)	アイソスタチックプレス等
(9)	軍用航空機等	(15)	ロボット等
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(16)	振動試験装置等
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料
(12)	軍用探照灯・制御装置	(18)	ベリリウム
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(20)	ほう素10
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(22)	るつぼ
(16)	兵器製造用機械装置等	(23)	ハフニウム
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(24)	リチウム
2 原子力		(25)	タングステン
(1)	核燃料物質・核原料物質	(26)	ジルコニウム
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(27)	ふっ素製造用電解槽
(3)	重水素・重水素化合物	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等
(4)	人造黒鉛	(29)	遠心力式釣合試験機
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(30)	フィラメントワインディング装置等
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(31)	レーザー発振器
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(32)	質量分析計・イオン源

項番	項目	項番	項目
(33)	圧力計・ペローズ弁	(2)	細菌製剤用製造装置等
(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	4 ミサイル	
(35)	真空ポンプ	(1)	ロケット・製造装置等
(35 の 2)	スクロール型圧縮機等	(1 の 2)	無人航空機(UAV)・製造装置等
(36)	直流電源装置	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等
(37)	電子加速器・エックス線装置	(3)	推進装置等
(38)	衝撃試験機	(4)	しごきスピニング加工機等
(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン
(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(5 の 2)	ポンプに使用できる軸受
(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(6)	推進薬・原料
(42)	光電子増倍管	(7)	推進薬の製造・試験装置等
(43)	中性子発生装置	(8)	粉粒体用混合機等
(44)	遠隔操作のマニピュレーター	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等
(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(10)	複合材料製造装置等
(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(11)	ノズル
(47)	トリチウム	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他
(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置
(49)	白金触媒	(14)	複合材用の炉・制御装置
(50)	ヘリウム3	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(51)	レニウム等の一次製品	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロ스코ープ等
(52)	防爆構造の容器	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
3 化学兵器		(18)	アビオニクス装置等
(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料	(18 の 2)	ロケット・UAV用熱電池
(2)	化学製剤用製造機械装置等	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
3の2 生物兵器		(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(1)	軍用細菌製剤の原料	(22)	ロケット搭載用電子計算機

項番	項目	項番	項目
(23)	ロケット・UAV用A/D変換器	(3)	歯車製造用工作機械
(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他	(4)	アイソスタチックプレス等
(24 の 2)	ロケット設計用電子計算機	(5)	コーティング装置等
(25)	音波・電波・光の減少材料・装置	(6)	測定装置等
(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レードーム	(7)	ロボット等
5 先端材料		(8)	フィードバック装置他
(1)	ふっ素化合物製品	(9)	絞りスピニング加工機
(2)	(削除)	7 エレクトロニクス	
(3)	芳香族ポリイミド製品	(1)	集積回路
(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具	(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等
(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置	(3)	信号処理装置等
(6)	金属性磁性材料	(4)	超電導材料を用いた装置
(7)	ウランチタン合金・タングステン合金	(5)	超電導電磁石
(8)	超電導材料	(6)	一次・二次セル、太陽電池セル
(9)	(削除)	(7)	高電圧用コンデンサ
(10)	潤滑剤	(8)	エンコーダ又はその部分品
(11)	振動防止用液体	(8 の 2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール
(12)	冷媒用液体	(8 の 3)	電力制御用半導体素子
(13)	セラミック粉末	(8 の 4)	光変調器
(14)	セラミック複合材料	(9)	サンプリングオシロスコープ
(15)	ポリジオルガノシラン・ポリシラザン他	(10)	アナログデジタル変換器
(16)	ビスマレイミド・芳香族ポリアミドイミド他	(11)	デジタル方式の記録装置
(17)	ふっ化ポリイミド等	(12)	信号発生器
(18)	プリプレグ・プリフォーム・成型品等	(13)	周波数分析器
(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸グアニジン他	(14)	ネットワークアナライザ
6 材料加工		(15)	原子周波数標準器
(1)	軸受等	(15 の 2)	スプレー冷却方式の熱制御装置
(2)	数値制御工作機械	(16)	半導体製造装置等

項番	項目	項番	項目
(17)	マスク・レチクル等	(2)	光検出器・冷却器等
(17 の 2)	マスク製造基材	(3)	センサー用の光ファイバー
(18)	半導体基板	(4)	電子式のカメラ等
(19)	レジスト	(5)	反射鏡
(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(6)	宇宙用光学部品等
(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置
(22)	炭化けい素等	(7 の 2)	非球面光学素子
(23)	多結晶の基板	(8)	レーザー発振器等
8 電子計算機		(8 の 2)	レーザーマイクロフォン
(1)	電子計算機等	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他
9 通信		(9 の 2)	水中検知装置
(1)	伝送通信装置等	(10)	重力計・重力勾配計
(2)	電子交換装置	(11)	レーダー等
(3)	通信用光ファイバー	(11 の 2)	光センサー製造用マスク・レチクル
(4)	〈削除〉	(12)	光反射率測定装置他
(5)	フェーズドアレイアンテナ	(13)	重力計製造装置・校正装置
(5 の 2)	監視用方向探知器等	(14)	光検出器・光学部品材料物質他
(5 の 3)	無線通信傍受装置等	11 航法装置	
(5 の 4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(1)	加速度計等
(5 の 5)	インターネット通信監視装置等	(2)	ジャイロ스코プ等
(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(3)	慣性航行装置
(7)	暗号装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム 電波受信機、航空機用高度計等
(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(4 の 2)	水中ソナー航法装置等
(9)	(削除)	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他
(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	12 海洋関連	
(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(1)	潜水艇
10 センサー等		(2)	船舶の部分品・附属装置
(1)	水中探知装置等	(3)	水中回収装置

項番	項目	項番	項目
(4)	水中用の照明装置	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(5)	水中ロボット	(3)	核熱源物質
(6)	密閉動力装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(7)	回流水槽	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(8)	浮力材	(5)	水中探知装置等
(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(6)	宇宙用光検出器
(10)	妨害用水中音響装置	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
13 推進装置		(8)	潜水艇
(1)	ガスタービンエンジン等	(9)	船舶用防音装置
(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(2の2)	人工衛星等の制御装置等		
(3)	ロケット推進装置等		
(4)	無人航空機等		
(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定		
14 その他			
(1)	粉末状の金属燃料		
(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質		
(3)	ディーゼルエンジン等		
(4)	〈削除〉		
(5)	自給式潜水用具等		
(6)	航空機輸送土木機械等		
(7)	ロボット・制御装置等		
(8)	〈削除〉		
(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等		
(10)	簡易爆発装置等		
(11)	爆発物探知装置		
15 機微品目			
(1)	無機繊維他を用いた成型品		

② キャッチオール規制

キャッチオール規制においては、ほぼすべての技術・貨物が規制対象となっており、提供技術や輸出貨物がリスト規制に該当しない場合であっても、用途、需要者等によって輸出許可申請が必要な場合があります。

1) 大量破壊兵器キャッチオール規制

相手先が輸出管理を厳格に実施している国（輸出令別表第3の地域）以外の地域である場合、提供技術や輸出貨物が核兵器等の開発等に用いられるおそれがあると輸出者等が知った場合、または用いられるおそれがあるとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知（インフォーム通知）を受けた場合には、経済産業大臣の事前許可が必要になります。

2) 通常兵器キャッチオール規制

相手先が国連武器禁輸国・地域の場合、提供技術や輸出貨物が通常兵器の開発等のために用いられるおそれがあると、輸出者等が知った場合、または用いられるおそれがあるとして経済産業大臣からインフォーム通知を受けた場合には、経済産業大臣の事前許可が必要となります。

また、相手先が国連武器禁輸国・地域以外の「輸出令別表第3の地域を除く地域」である場合、通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるとして経済産業大臣からインフォーム通知を受けた場合には、経済産業大臣の事前許可が必要となります。

図 4

◆大量破壊兵器キャッチオール規制

最終仕向地	許可が必要となる要件		
	インフォーム要件	客観要件	
		用途要件	需要者要件
輸出令別表第3の地域 以外の地域	○	○	○

◆通常兵器キャッチオール規制

最終仕向地	許可が必要となる要件		
	インフォーム要件	客観要件	
		用途要件	需要者要件
国連武器禁輸国・地域	○	○	—
国連武器禁輸国・地域以外の 輸出令別表第3の地域を除く地域	○	—	—

【輸出令別表第3の地域】26 カ国

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

【国連武器禁輸国・地域】10 カ国・地域

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル（ＴＢＰ）	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器，ミサイル
3. チタン合金	
4. マルエージング鋼	
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器，ミサイル
7. 数値制御工作機械	
8. アイソスタチックプレス	
9. フィラメントワインディング装置	
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	
12. 振動試験装置	核兵器，ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	
15. 大型の非破壊検査装置	
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	
18. 大型発電機	
19. 大型の真空ポンプ	
20. 耐放射線ロボット	
21. TIG溶接機，電子ビーム溶接機	核兵器，ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	
25. プリプレグ製造装置	
26. 人造黒鉛	核兵器，ミサイル

27. ジャイロ스코ープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	
29. 大型トラック（トラクタ，トレーラー，ダンプを含む）	
30. クレーン車	
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離機	
33. 凍結乾燥機	
34. 耐食性の反応器	ミサイル，化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	ミサイル，化学兵器
38. 耐食性の充てん用の機械	
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機（UAV）（娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く）	ミサイル， 生物・化学兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	
41. N-(1-フェネチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名フェンタニル)(437-38-7)，N-[1-[2-(4-エチル-5-オキソ-2-テトラゾリン-1-イル)エチル]-4-(メトキシメチル)-4-ピペリジル]プロピオンアニリド(別名アルフェンタニル)(71195-58-9)，メチル=1-フェネチル-4-(N-フェニルプロパンアミド)ピペリジン-4-カルボキシラート(別名カルフェンタニル)(59708-52-0)，1-(2-メトキシカルボニルエチル)-4-(フェニルプロピオニルアミノ)ピペリジン-4-カルボン酸メチルエステル(別名レミフェンタニル)(132875-61-7)，N-[4-(メトキシメチル)-1-[2-(2-チエニル)エチル]-4-ピペリジル]プロピオンアニリド(別名スフェンタニル)(56030-54-7)	化学兵器

大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例～シリア向けの場合～

2020年5月8日施行

以下の貨物を輸出する場合は、用途・需要者の確認を更に慎重に行う必要。

品目	懸念される用途
1. ドラフトチャンバー	化学兵器
2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具	生物・化学兵器
3. 塩化アルミニウム(7446-70-0), ジクロロメタン(75-09-2), N, N-ジメチルアニリン(121-69-7), 臭化イソプロピル(75-26-3), イソプロピルエーテル(108-20-3), モノイソプロピルアミン(75-31-0), 臭化カリウム(7758-02-3), ピリジン(110-86-1), 臭化ナトリウム(7647-15-6), ナトリウム金属(7440-23-5), トリブチルアミン(102-82-9), トリエチルアミン(121-44-8), トリメチルアミン(75-50-3), アセチレン(74-86-2) 他	化学兵器
4. ジエチレントリアミン(111-40-0)	
5. ブチリルコリンエステラーゼ, 臭化ピリドスチグミン(101-26-8), 塩化オビドキシム(114-90-9)	
6. バイオセーフティキャビネット, グローブボックス	
7. バッチ式遠心分離機	生物兵器
8. 発酵槽	
9. 反応器, かくはん機, 熱交換器, 凝縮器, ポンプ(11.を除く。), 弁, 貯蔵容器, 蒸留塔, 吸収塔	化学兵器
10. クリーンルーム, HEPAフィルター付きのファン	生物兵器
11. 真空ポンプ又はその部分品	化学兵器
12. 化学物質の分析装置, 検知装置等	
13. 塩素-アルカリ電解槽(水銀電解槽, 隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。)	化学兵器
14. チタン電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって, 塩素-アルカリ電解槽に使用するよう設計したもの	
15. ニッケル電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって, 塩素-アルカリ電解槽に使用するよう設計したもの	
16. チタン-ニッケルのバイポーラ電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって, 塩素-アルカリ電解槽に使用するよう設計したもの	
17. アスベストの隔膜であって, 塩素-アルカリ電解槽に使用するよう設計したもの	
18. ふっ素重合体を基材とした隔膜であって, 塩素-アルカリ電解槽に使用するよう設計したもの	
19. ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって, 塩素-アルカリ電解槽に使用するよう設計したもの	

20. 圧縮機であって、湿潤又は乾燥状態の塩素をその構造に関わらず圧縮するように設計したもの	
21. 水銀(7439-97-6), 塩化バリウム(10361-37-2), 硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9), 3,3-dimethyl-1-butene (558-37-2), 2,2-ジメチルプロパナール(630-19-3), 2,2-dimethylpropylchloride(753-89-9), 2-メチルブテン(26760-64-5), 2-chloro-3-methylbutane(631-65-2), ピナコール(76-09-5), 2-メチル-2-ブテン(513-35-9), ブチルリチウム(109-72-8), ブロモ(メチル)マグネシウム(75-16-1), ホルムアルデヒド(50-00-0), 2,2'-イミノジエタノール(111-42-2), 炭酸ジメチル(616-38-6) N-メチルジエタノールアミン(105-59-9), Methyldiethanolamine hydrochloride(54060-15-0), メタノール(67-56-1), エタノール(64-17-5), 1-ブタノール(71-36-3), 2-ブタノール(78-92-2), イソブタノール(78-83-1), 2-メチルプロパン-2-オール(75-65-0), シクロヘキサノール(108-93-0), ジエチルアンモニウム＝クロリド(660-68-4), ジイソプロピルアミン-塩酸塩(819-79-4), キヌクリジン-3-オン塩酸塩(1193-65-3), 3-Quinuclidinol hydrochloride(6238-13-7), (R)-3-Quinuclidinol hydrochloride(42437-96-7), N,N-Diethylaminoethanol hydrochloride(14426-20-1), 2-ジイソプロピルアミノエタノール塩酸塩(63051-68-3)	化学兵器

(注)3. ～5. 及び 21. の () の番号は CAS 番号 (※アメリカ化学会の機関である CAS (Chemical Abstracts Service) が個々の化学物質もしくは化学物質群に付与している登録番号)

通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. ニッケル合金又はチタン合金	通常兵器
2. 焼結磁石	
3. 2. に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	
4. 作動油として使用することができる液体であって、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス(ジメチルフェニル)又はりん酸トリーノルマルブチルを含むもの	
5. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維	
6. 軸受又はその部分品	
7. 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品 イ 数値制御を行うことができる工作機械 ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械 (数値制御を行うことができるものを除く。) ハ 測定装置 (工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。)	
8. 二次セル	
9. 波形記憶装置	
10. 電子部品実装ロボット	
11. 電子計算機又はその部分品	
12. 伝送通信装置又はその部分品	
13. フェーズドアレーアンテナ	
14. 通信妨害装置又はその部分品	
15. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置	
16. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置	
17. センサー用の光ファイバー	
18. レーザー発振器又はその部分品	
19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾(こう)配計又はこれらの部分品	
20. 重量計	
21. レーダー又はその部分品	
22. 加速度計又はその部分品	
23. ジャイロスコープ又はその部分品	
24. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品	
25. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計	
26. 水中用のカメラ又はその附属装置	
27. 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置	
28. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品	
29. ガスタービンエンジン又はその部分品	
30. ロケット推進装置又はその部分品	
31. 29. 若しくは 30. に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	
32. 航空機又はその部分品	
33. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることが出来る振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品	
34. フラッシュ放電型のエックス線装置	

4 技術の提供等の許可申請

5 頁 3 で示した規制対象の技術の提供や貨物の輸出を行う際には、経済産業大臣の事前許可を取得する必要があります。

本学におけるその要否に係る手続き方法については、I の 2 及び 4 で説明していますが、各自で 3 の内容を十分に理解し、規制対象となる場合には、経済産業大臣の許可が必要であることを認識して下さい。

5 居住者及び非居住者について

外為法では、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に転用可能な規制技術の流出を防止する観点から、規制技術を、

①居住者から非居住者に提供することを目的とする取引

②技術の提供者や相手先が居住者であっても非居住者であっても、外国において提供することを目的とする取引

を行おうとする場合には、経済産業大臣の事前許可が必要となります。

図 5

	居住者	非居住者
外国人	(1) 我が国にある事務所に勤務する者 (2) 我が国に入国後 6 月以上経過している	(3) 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 (4) 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人 (外国において任命又は雇用された者に限る) (5) (1) から (4) 除く全ての外国人
日本人	(6) 日本の在外公館に勤務する者 (7) (6) (8) (9) (10) を除く全ての日本人	(8) 外国にある事務所に勤務する目的で出国し 外国に滞在する者 (9) 2 年以上外国に滞在する目的で出国し外国に 滞在する者 (10) 出国後外国に 2 年以上滞在している者 (11) 上記 (8) ~ (10) に掲げる者で、一時帰国し、 その滞在期間が 6 月未満の者
法人	(12) 外国法人等の我が国にある支店、 出張所その他の事務所 (13) 我が国の在外公館 (14) (13) (15) を除く日本法人等	(15) 日本法人等の外国にある支店、出張所 その他の事務所 (16) 我が国にある外国政府の公館及び国際機関 (17) (12) (16) を除く外国法人等

国・地域の判断に当たっては、非居住者の居所若しくは住所又は主たる事務所の所在が基準となり、居住者が A 国内に事務所を有する研究機関に勤務する B 国人に対してリスト規制技術を提供する場合は、A 国の事務所に勤務しているため、相手先の国籍が B 国であっても A 国に対する技術提供となります。また、

①技術の提供先が研究者個人の場合は、当該個人の居住性により判断

②研究者個人ではなく組織に提供される場合は、当該組織の居住性により判断

されます。学生（留学生）についても、研究者の場合と基本的に同様となります。

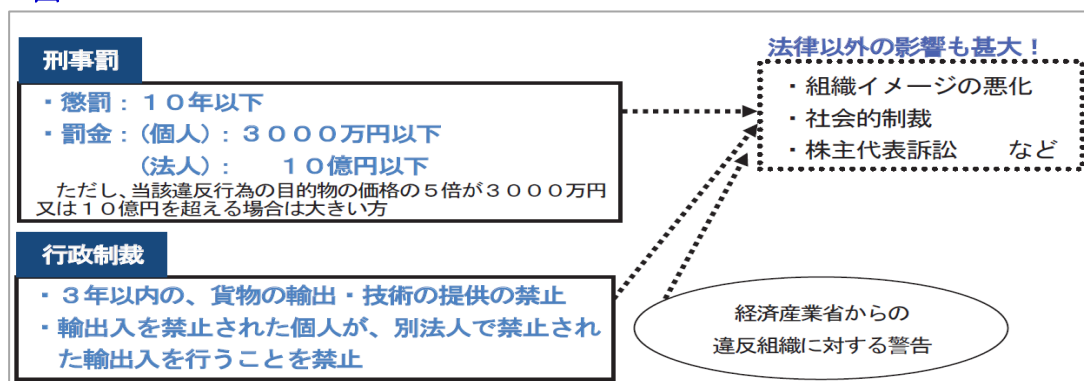
6 法令違反に対する罰則

外為法では、必要な許可を取得しないで、規制対象である技術の提供や貨物の輸出を行うなど、法令の規定に違反した場合に、刑事罰と行政制裁が科されることがあります。

外為法違反の責任を問われるのは、規制対象である技術の提供や貨物の輸出を行う教職員本人であり、規制対象である技術の提供や貨物の輸出を行う大学も法的な責任を問われることとなります。

また、これらの罰則は、規制対象である技術の提供や貨物の輸出を行った個人及び当該個人が属する法人ともに対象となり、違反の内容如何によっては、個人と法人の両方が処分対象となることもあります。

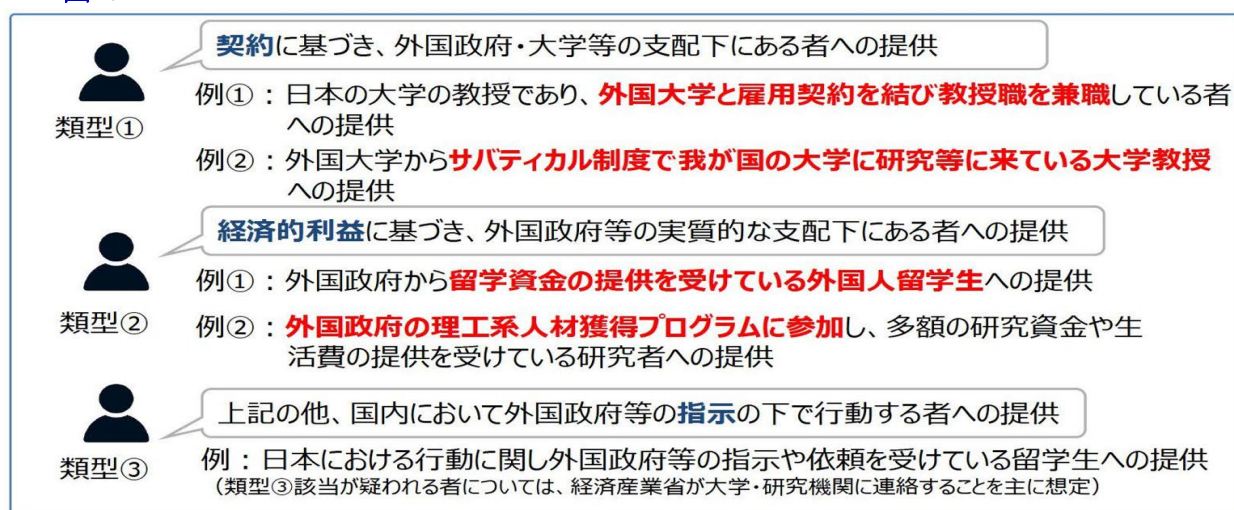
図 6



7 みなし輸出の明確化について

17 頁図 5 において居住者及び非居住者の要件を示していますが、この場合に限らず、令和 4 年 5 月 1 日から外為法等の一部改正により、居住者から居住者への技術の提供であっても、受領者となる居住者が非居住者の影響を強く受けている状態(「特定類型」という)にある場合は、当該居住者(特定類型該当者)を当該非居住者への技術の提供であるとみなされ、本学においては、令和 4 年 5 月 1 日以降に採用(再雇用、委嘱等を含む)されたすべての教職員等及び入学したすべての大学院学生を対象として、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び第 2 項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書(様式 A) (「特定類型該当誓約書」という)」の取得が必要となりました。

図 7



また、教職員等の雇用等に関する具体的な手続き等は次のとおりです。

- ①採用等決定までに事前確認シート(外国人受入用、留学志願者用)による確認
- ②採用等決定から勤務等開始までの期間に特定類型該当誓約書の取得
- ③特定類型に該当する者への技術提供については、事前確認シート(技術の提供、貨物の輸出用)による確認が必要(必要に応じて経済産業省への許可申請)
- ④特定類型に該当しない者への技術提供については、事前確認シート(技術の提供、貨物の輸出用)による確認は不要

なお、特定類型該当誓約書は、令和 4 年 5 月 1 日以降、本学と雇用関係(委嘱等を含む)を有するすべての教職員等及び入学したすべての大学院学生から、採用決定後(遅くとも勤務開始までに)又は入学手続き完了後(遅くとも研究に着手するまでに)、速やかに取得いただくとともに、雇用期間中又は在学中に特定類型の種別に変更があった場合、新たに特定類型に該当することになった場合にも、再度取得することが必要となります。

8 各段階(入口, 中間, 出口)における誓約書等の管理について

外為法の規制を遵守し, 大量破壊兵器等及び通常兵器等の開発等に転用可能な技術の提供, 貨物の輸出等流出の防止を徹底するために, 部科校等において, 各段階における管理が必要となります。

なお, 各段階(入口, 中間, 出口)における誓約書は, 本学と雇用関係(委嘱等を含む)を有するすべての教職員等及びすべての大学院学生(「大学院学生」という)を対象に取得いただき, 教職員等にあつては, 採用時(受入時), 退職時に, 大学院学生にあつては, 入学時, 一時帰国時, 修了時, 退学前にそれぞれ提出いただきます。

また, 本誓約書は, 庶務課, 教務課, 学生課, 研究事務課等においてそれぞれ保管していただきますが, 関係各課間において情報の共有をお願いします。

①入口管理

教職員等の採用時(受入時), 大学院学生の入学時においては, 別に定める誓約書(様式B-1, B-2)の取得が必要となります。なお, 主たる提出先(管理部署)は, 庶務課, 教務課等となります。

※留学志願者については, 従来通り[留学志願者用]の事前確認シートにて, 志願者情報の確認を入学前に行ってください。

②中間管理

教職員等及び大学院学生が一時帰国する場合には, 別に定める誓約書(様式C-1, C-2)の取得が必要となります。なお, 主たる提出先(管理部署)は, 学生課となります。

③出口管理

教職員等が退職する場合又は大学院学生が修了あるいは退学により日本大学を離れる場合には, 誓約書(誓約書 様式D-1, D-2, D-3)の取得が必要になります。なお, 主たる提出先(管理部署)は, 庶務課, 教務課等となります。

本学により習得した研究上の技術情報を外国において提供, 又は非居住者, 若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者に提供するなど, 流出を防止する観点から, 出口管理は特に重要となります。

9 各種誓約書の運用について

様 式	提出対象者	提 出 時 期	提出先(※)
様式B-1	教職員等	採用時・受入時	庶務課等
様式B-2	大学院学生	入学時	教務課等
様式C-1	教職員等	一時帰国前	庶務課等
様式C-2	大学院学生	一時帰国前	学生課等
様式D-1	教職員等	退職時	庶務課等
様式D-2	大学院学生	修了時	教務課等
様式D-3	大学院学生	退学前	教務課等

(※) 誓約書の提出先は, 部科校等において定めてください。

10 問い合わせ先

安全保障輸出管理について, 御不明な点などがありましたら, 以下の連絡先まで御連絡をお願いいたします。

① 担当部署

研究推進部知財課

② 連 絡 先

電話: 03-5275-8139, E-Mail: nubic@nihon-u.ac.jp

輸出管理事前確認シート〔技術の提供、貨物の輸出用〕

本シートは、申請者が国内に滞在した状態で、海外又は国内の非居住者へ技術を提供する若しくは貨物（※）を輸出する場合に使用する事前確認シートです。

技術の提供には、特定類型該当者への技術提供、非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術提供も含まれますので、特に留意して記入してください。

貨物の輸出は、国内企業等へ貨物を譲渡し、当該企業等がその貨物を輸出する場合も含みます。

(※) 「貨物」とは装置や機器、試料等を指します。

必要事項を記入し、□のある欄について該当する場合は、□にチェックを入れてください。

（外国出張は，〔外国出張， 外国渡航用〕の事前確認シートを使用してください。ただし，リモートによる国際学会の発表，会議等において打合せを行う場合には，本シートを使用してください。）

申請者

記入日 年 月 日

所属	学部・学科	学部	学科
	専攻・研究室等		
研究分野			
申請者資格・氏名			
☐ 日本大学安全保障輸出管理ハンドブック及び安全保障輸出管理手続きマニュアルを熟読の上、理解しましたので申請します。			
連絡担当者（※）			
連絡先		電話 Email	

申請者と連絡担当者が異なる場合は、連絡担当者欄に氏名を御記入の上、連絡先欄には連絡担当者の連絡先を御記入ください。

- 1 海外への技術の提供及び国内での非居住者への技術の提供、若しくは特定類型該当者への技術の提供、非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供

技術の提供（提供方法：☐リモート研究発表・会議での意見交換，☐電話，☐電子メールの送信，
☐インターネット経由のファイル交換，☐共有データベースへの掲載
☐書面・記録媒体の送付，☐FAX，☐その他（ ））

☐提供する技術はすべて公知である（既に公に開示された論文，市販の専門書，教科書等は公知である。）

☐技術を公知とするために提供する。（学会等で技術を広く公にするために発表する等。）

☐工業所有権を申請するために，必要最低限の技術を開示する。

- 2 貨物の輸出（国内の企業等へ貨物を譲渡し、その企業等が輸出する場合も含む）

貨物の輸出
☐ 試料・サンプルの送付、 ☐ 装置、機器 ☐ その他 ()
 輸出する貨物は、自作品（自分で製作した機器や試料等）ですか、購入品ですか？
☐ 自作品、 ☐ 購入品、 ☐ 改造品（購入品に変更、改造等を施したもの）

1又は2にチェックを入れた後、技術の提供を行なう場合は、必ず次頁の3の相手先情報を確認してください。

3 技術の提供かつ相手先が国内にいる場合のみ記入してください

相手先の 情報	名 称	
	所在地	
		☐ 居住者（再提供することが明らかである場合） ☐ 非居住者 ☐ 特定類型該当者 ☐ 特定類型① ☐ 特定類型② ☐ 特定類型③ ☐ 該当なし 類型該当性の根拠を記入※：
需要者・ 利用者	名 称	
	所在地	
		☐ 非居住者 ☐ 特定類型該当者 ☐ 特定類型① ☐ 特定類型② ☐ 特定類型③ 類型該当性の根拠を記入※：

※ 特定類型①, ②, ③については18ページ 図7を確認してください。

特定類型該当事業の根拠には、関係する外国政府等又は外国法人等(その属する国・地域名を含む)も記入してください。

以下の①の場合は、4以降の確認の必要はありません。この事前確認シートを部科校輸出管理窓口（研究事務課等）に提出し、部科校責任者の判定が「非該当」（取引可）であれば、技術の提供・貨物の輸出を進めてください。

②、③に該当する場合は、確認が必要な技術の提供又は貨物の輸出がある場合に該当するため、次の4～5について回答した後に、この事前確認シートを部科校輸出管理窓口(研究事務課等)に提出し、部科校責任者の判定をお待ちください。

- ① 提供する技術がすべて公知の場合、技術を公知にするために提供する場合、または工業所有権を申請するために必要最低限の技術を開示する場合。
- ② 未公開の（未だ公知でない）技術を特定の相手先や研究者等に提供する。
- ③ 輸出する貨物は、自作品、購入品、購入品に、変更、改造等を施したもの。

4 輸出先の国名（仕向国）、相手先、輸出・提供の予定日

輸出先の国名（仕向国） 及び受取人	国名		
	受取人 （組織名等）		
輸出先の国が該当するか 確認してください。	☐	懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）	
	☐	国連武器禁輸国・地域【注１】	
	☐	輸出令別表第３の地域（旧通称：ホワイト国）【注２】	
	☐	上記以外の国	
相手先	☐	外国ユーザーリストに掲載された組織【注３】	
	☐	軍、国防省、軍需部門を持つ組織等	
	☐	上記以外の組織	
提供・輸出の予定日	年 月 日		

【注1】国連武器禁輸国・地域(10か国)

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン（イラクと北朝鮮は、懸念国にも該当しています。）

【注2】輸出令別表第3の地域（旧通称：ホワイト国）（26か国）

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

【注3】外国ユーザーリストに掲載された組織

外国ユーザーリストに掲載されている組織等が属している国・地域（14か国）は、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラン、インド、エジプト、シリア、パキスタン、レバノン、ロシア、台湾、中国（香港を含む）、北朝鮮です。

したがって、これらの国以外に所在する組織は外国ユーザーリストに該当しません。
外国ユーザーリストは、経済産業省安全保障貿易管理のホームページでご確認ください。
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

5 事前確認事項

技術の提供又は貨物の輸出をしようとする場合、該当する項目をチェックしてください。

☐ 技術の提供

技術の名称，概要を記入し，内容を具体的に記載した資料を添付してください。
技術の名称：
提供する技術の概要：

☐ 貨物の輸出（☐自作品（改造機器・試料を含む）☐購入品（購入後の変更，改造等を含む））

貨物の名称，仕様，用途等を具体的に記入し，関連資料（写真等）を添付してください。
貨物の名称：
仕様，用途等：

※懸念のある回答に網掛けしてあります。

※ 設問２の例外規定に該当する場合であっても、輸出先の国又は相手先の状況、設問１のいずれかに「はい」が一つでもある場合、若しくは設問３の理由が例外規定に該当しない可能性がある判断される場合には、該非判定・取引審査が必要となる場合があります。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

☐ 取引可

☐ 「審査票」の起票を要する

部科校責任者

年 月 日

輸出管理事前確認シート〔留学志願者用〕

留学志願者から出願の事前相談等を受けた場合は、部科校輸出管理窓口（教務課等）に事前確認シートにパスポート又は在留カードの写しを付けて提出して下さい。

懸念対象：（１）大量破壊兵器関連の研究専攻及びそのおそれ

（２）その他軍事関連情報入手（軍事関連の職歴、近親者の軍関連在職など）

1 受入予定指導教員

記入日 年 月 日

学部・研究科等	学部	学科
資格・氏名		
☐ 日本大学安全保障輸出管理ハンドブック及び安全保障輸出管理手続きマニュアルを熟読の上、理解しましたので申請します。		
連絡先	電話 Email	

2 志願者情報（該当する項目の□にチェックを入れてください）

①志願者 氏名・生年 月日・性別	氏名（カタカナ） 氏名（パスポートに記載のアルファベット） 生年月日 年 月 日（ 歳） ☐ 男性 ☐ 女性		
②連絡先			
③入国予定	☐ 入学時に日本入国予定 ☐ 日本滞在中（6か月未満）入国年月日 年 月 日 ☐ 既に6か月以上日本滞在中（在留資格 ）		
④特定類型 該当性 ※	☐ 特定類型① ☐ 特定類型② ☐ 特定類型③ ☐ 該当なし 類型該当性の根拠を記入：		
⑤受入期間	入学予定年月	年 月	卒業・修了予定年月 年 月
⑥現在の 居住地	（国・都市名）		
⑦海外での 学歴及び学 修研究内容	（卒業又は卒業見込みの大学名，学部，学科） （卒論テーマなど学修・研究内容）		
⑧最新職歴 （機関名及 び所在地）	（職歴を有する場合）		
⑨留学目的	（日本に在学中の研究内容）		
⑩大量破壊 兵器関連 貨物輸出・ 技術提供の 有無	（教育・研究テーマで接触する可能性） ☐ 武器・兵器 ☐ 原子力・核関連技術 ☐ 化学製剤及び製造装置（熱交換器，ポンプなど） ☐ 細菌製剤の原料生物，凍結乾燥機など ☐ ミサイル，ロケット，無人航空機，加速度計など ☐ なし 規制貨物詳細確認 URL: http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html		
⑪その他	☐ その他の懸念事項 （ ）		

※ 特定類型①，②，③については，18 ページ 図7を確認してください。

留学志願者が居住者となった場合の該当性についても記入してください。「類型該当性の根拠」には，関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名を含む）も記入してください。

該非判定	可 ・ 否
------	-------

※部科校責任者の該非判定後，輸出管理窓口にて記載

参考情報：

◆大量破壊兵器関連貨物の規制対象貨物とその技術（主要な一部）

武器・兵器	原子力・核関連	化学兵器・生物兵器	ミサイル関連
銃砲・銃砲弾	核燃料物質・核原料物質	弁・ポンプ・バルブ	人造黒鉛・推進薬
火薬類・軍用燃料	重水素・重水素化合物	毒性物質の原料	無人航空機・
軍用車両・船舶・航空機	数値制御工作機械	熱交換機、反応器、貯蔵容器	ジェットミル・ノズル
防潜網・装甲板	炭素繊維	クロスフローろ過器	加速度計
軍用ヘルメット・防弾衣	周波数変換機	凍結乾燥機	振動試験装置
軍用細菌製剤	真空ポンプ・遠心分離機	密閉式発酵槽	アビオニクス装置
軍用生体高分子 など	直流電源装置・測定装置など	軍用細菌製剤など	ロケット関連など

◆規制対象貨物分類一覧（通常兵器関連貨物）

先端材料	材料加工	エレクトロニクス	電子計算機	通信
センサー等・レーザー	航法装置	海洋関連	推進装置	その他機微品目

- ・規制対象の詳細は経産省安全保障貿易管理ホームページで確認できます。
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html
- ・大量破壊兵器関連の貨物・技術は経産省の許可取得が極めて困難なため、関連する研究活動に着手できない場合や研究テーマ変更の可能性も考慮しておく必要があります。
- ・通常兵器関連の貨物・技術も提供の際においても経産省の許可を必要とする場合があります。この許可は一定期間の審査で許可取得できる予定のため留学生の在籍中に許可申請することになります。
- ・規制対象か否かの判定及び許可申請手続き等は研究推進部知財課に相談してください。

◆外国ユーザーリスト；（610の企業・団体・研究機関・大学などが掲載）

国 名	掲載数	うち掲載大学数（ ）及び大学名
アフガニスタン	2	
アラブ首長国連邦	18	
イエメン	2	
イスラエル	1	
イラン	222	(12) University of Tehran, Iran University of Science and Technology, 他
インド	3	
エジプト	2	
シリア	19	
パキスタン	79	(1) PIEAS
レバノン	9	
ロシア	10	
香港	10	
台湾	3	
中国	86	(7) 北京航空航天大学, 哈爾濱工業大学, 西北工業大学, 中国電子科技大学, 北京理工大学, 哈爾濱工程大学, 国防科学技術大学
北朝鮮	144	(5) 金日成総合大学, 平壤技術大学, 国防大学, 化学工業大学, 金策工業総合大学

※2022年3月現在

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

☐ 取引可

☐ 「審査票」の起票を要する

部科校責任者

年 月 日

輸出管理事前確認シート〔外国人受入用〕

本シートは、外国人の本学受入について確認するための事前確認シートです。

以下の 1. 受入人物, 2. 出身国, 出身組織を確認してください。

申請者		記入日	年	月	日
所属	学部・学科	学部		学科	
	専攻・研究室等				
研究分野					
申請者資格・氏名					
☐ 日本大学安全保障輸出管理ハンドブック及び安全保障輸出管理手続きマニュアルを熟読の上、理解しましたので申請します。					
連絡担当者（※）					
連絡先		電話 Email			

（※）申請者と連絡担当者が異なる場合は、連絡担当者欄に氏名を御記入の上、連絡先欄には連絡担当者の連絡先を御記入ください。

1 受入人物

☐ 学 生	☐ 文系大学院生 ☐ 理工系大学院生 ☐ 医歯薬系大学院生 ☐ 学部学生 ☐ その他（受入れ条件, 身分等）
☐ 教育・研究者	☐ 本学で雇用（予定） ☐ 招聘研究者 ☐ その他の研究者（ ）
☐ その他	（所属組織, 職位等）

2 出身国, 出身組織

設問 1	受入人物は、懸念国（イラン, イラク, 北朝鮮）出身者である。	☐ はい	☐ いいえ
設問 2	受入人物は、外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関に所属する者（過去に所属していた者も含む）である。 ※外国ユーザーリストに掲載されている組織等が属している国・地域は、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラン、インド、エジプト、シリア、パキスタン、レバノン、ロシア、台湾、中国（香港含む）、北朝鮮の 14 か国のみです。したがって、受入人物がこれらの国の出身でない場合は、外国ユーザーリストには該当しません。 ※外国ユーザーリストは経済産業省安全保障貿易管理のホームページでご確認ください。 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list	☐ はい	☐ いいえ
設問 3	受入人物は、軍隊、警察（国境警備隊, 海上保安等を含む）、軍事関連企業等に所属しているか。	☐ はい	☐ いいえ

設問 1～3 の回答がいずれも「いいえ」で、受入人物へ技術を提供しないか、又は「公知の技術（※）」の提供に限られる場合は、この段階で本シートを部科校輸出管理窓口（研究事務課等）に提出して下さい。

（※）公知の技術とは、明らかに市販されている書籍や、不特定多数の者に公開された予稿集やWEB上に掲載された論文、資料等で、公開されていることを示し得るものです。提供する技術が公知である場合には、これらの一覧やコピーを保存しておいてください。

それ以外の場合は、3～4 を記入の上、部科校輸出管理窓口へ提出してください。

3 出身国名, 所属, 予定等

出身国	
所属組織 部署等	(※受入人物の本学への受入前の所属組織，部署等を御記入ください。) ※受入人物が，過去に外国ユーザーリスト掲載機関に所属していた場合には，以下に当該機関名及び所属期間をご記入ください。 外国ユーザーリストに掲載された機関名 所属期間 年 日 ～ 年 日
特定類型該当性 ※	☐ 特定類型① ☐ 特定類型② ☐ 特定類型③ ☐ 該当なし 類型該当性の根拠を記入：
受入予定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 (年 月 日)
提供予定の技術 の名称・概要	

※ 特性類型①, ②, ③については18ページ 図7を確認してください。特定類型該当者該当性の根拠には、関係する外国政府等又は外国法人等(その属する国・地域名を含む)も記入してください。

4 事前確認事項

設 問 4	受入人物及び出身組織の状況について回答してください。 ① 受入打診前に研究分野や内容を変更する、頻繁に所属を変更（転職を繰り返す等）する等、受入人物に不審な点がある。 ② 受入人物が、将来本国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職することを今までの連絡から知っている。 ③ 提供技術が、兵器等の開発に用いられる、又は用いられる疑いがある。若しくは、受入人物が所属する（していた）機関が、兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが、入手した文書等に記載されている。 ④ 入手した文書等によって、提供技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる、又は用いられる疑いがあることを知っている。 ⑤ 入手した文書等によって、受入人物が所属する（していた）機関が、外国の軍、若しくは警察等であるか、又はこれらの者から委託を受けた組織であり、化学物質・微生物・毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機の開発等、あるいは宇宙に関する研究を行う、又は行う疑いのあることを知っている。	☐はい ☐はい ☐はい ☐はい ☐はい	☐いいえ ☐いいえ ☐いいえ ☐いいえ ☐いいえ
設 問 5	受入人物の出身組織と本学との間の契約の有無、雇用関係等について回答してください。 ① 受入人物の出身組織と本学との間に、共同研究、受託研究等の契約が締結されている。 ② 受入人物は、日本に入国後6か月以上経過している。 ③ 受入人物は本学で雇用する（予定である）。 ④ 本学以外の国内の事業主と受入人物との間で雇用関係（予定も含む）がある。	☐はい ☐はい ☐はい ☐はい	☐いいえ ☐いいえ ☐いいえ ☐いいえ

輸出管理事前確認シート〔外国出張、外国渡航用〕

本シートは外国出張をするときに使用する事前確認シートです。出張者の所属、氏名を記入し、設問1～3を必ずチェックしてください。各設問において、該当する場合は□にチェックを入れてください。また、装置や試料を携行または別送する場合、技術を提供する場合には、その名称、概要等を記入してください。

渡航せずリモートによる国際学会等において発表を行う場合は、〔技術の提供、貨物の輸出入〕の事前確認シートを使用してください。

1 申請者		記入日	年	月	日
所属	学部・学科	学部		学科	
	専攻・研究室等				
申請者資格・氏名					
☐ 日本大学安全保障輸出管理ハンドブック及び安全保障輸出管理手続きマニュアルを熟読の上、理解しましたので申請します。					
連絡先		電話 Email			

2 出張先の国名及び訪問機関等

国名〔 〕
訪問機関等〔 〕

3 出張予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

設問 1 装置や試料の携行又は別送（貨物の輸出）を行いますか？

外国出張で装置や試料の携行又は別送を行うか否かチェックしてください。

以下では「装置や機器、試料等」を「貨物」と記しています。

- ① 外国に持ち出す貨物はない。(パソコン、携帯電話、携帯端末機器、カメラも持ち出さない。)
- ② 市販されている一般的な仕様のパソコン、携帯電話、携帯端末機器、カメラなど一般的な事務機器を自己使用のためにのみ持ち出す。これら以外の貨物は外国へ持ち出さない。
- ③ 外国へ貨物を持ち出す。(市販されている一般的な仕様のパソコン、携帯電話、携帯端末機器、カメラなど一般的な事務機器で自己使用のためにのみ持ち出すものを除く。)

(1)『持ち出す貨物』の種類をチェックしてください。

☐装置、機器又は部品 ☐核燃料物質又は核原料物質

☐微生物 ☐遺伝子 ☐抗体 ☐細菌製剤 ☐ベクター、ウイルス、細胞株

☐化学製剤 ☐毒素 ☐金属試料（粉末も含む） ☐その他

(2)『持ち出す貨物』は、自作品（自分で製作した機器や試料等）ですか、又は購入品ですか？

☐ 自作品 ☐ 購入品 ☐ 購入品に、変更、改造等を施したもの

上記の③にチェックした場合は、貨物の名称、概要等を以下に記入してください。仕様の分かるカタログ等の添付も可です。多種多様な貨物を多数持ち出す場合など個々の貨物について記述できない場合はその旨を記入してください。

貨物の名称, 仕様, 数量, 用途, 概要等

設問2 技術の提供を行いますか？

技術の提供を行うか否かチェックしてください。装置や機器の使用・操作方法の説明や、コンピュータ・プログラムの提供も技術の提供となりますので注意してください。

☐ 技術の提供を行わない。→以下を確認し、該当すれば、☐にチェックしてください。

- ☐① 技術を記録した資料又はUSBメモリ等の記録媒体を携行しない。
- ☐② 技術を記録した資料又はUSBメモリ等の記録媒体を携行するが、これらは自己のみが使用し、外国でその技術の開示、説明等を行うことはなく、その資料や記録媒体等を譲渡することもない。
- ☐③ 外国の人（非居住者）へ技術を（資料等を使用せず）口頭のみで説明することも行わない。

☐ 技術を提供する。→以下を確認し、該当すれば、☐にチェックしてください。

- ☐① 提供する技術はすべて公知である。
(既に公に開示された論文、市販の書籍、教科書等は公知である)
- ☐② 技術を公知とするために提供する。(学会等で技術を広く公にするために発表する等)
- ☐③ 工業所有権を申請するために、必要最低限の技術を開示する。
- ☐④ 未公開の（未だ公知でない）技術を特定の相手先や研究者等に提供、開示する。
- ☐⑤ 装置や機器の輸出に際して、使用、操作のための説明書や技術資料を提供する。
又は、相手先に口頭で説明する。
- ☐⑥ 一般に市販されていないコンピュータ・プログラムを提供する。
- ☐⑦ 一般に市販されていないコンピュータ・プログラムの使用説明書等の資料を提供する。

技術を提供する場合は、その名称、概要を以下に記入してください。参考となる論文や資料があれば添付してください。

技術の名称、概要

設問3 出張先で訪問する組織（国際会議出席等の出張で特定の組織を訪問しない場合は、チェックは不要です。）

以下の①～③に該当するか確認してください。

- ① 訪問先の組織が兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが入手した文書等に記載されている。 ☐はい ☐いいえ
- ② 訪問先の組織は、軍隊・警察（国境警備隊、海上保安等を含む）又は軍事関連企業等である。 ☐はい ☐いいえ
- ③ 訪問先の組織に貨物又は技術を提供する予定であり、かつ、それらが下記の用途に使用される、又はその疑いあることを入手した文書等によって知っている。
(1) 兵器等の開発等 ☐はい ☐いいえ
(2) 核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発、製造、使用等 ☐はい ☐いいえ
(3) 軍用に用いる化学物質、微生物、毒素やロケットの開発、製造又は宇宙に関する研究 ☐はい ☐いいえ

以下は輸出管理窓口の担当者の確認欄です。

【設問1の回答】 ③がチェックされている場合、貨物はリスト規制に該当するか？

☐ 該当 ☐ 非該当 ☐ 不明あるいは疑問あり

【設問2の回答】 技術を提供し、④～⑦がチェックされている場合、技術はリスト規制に該当するか？

☐ 該当 ☐ 非該当 ☐ 不明あるいは疑問あり

【設問3の回答】 a) ☐ 「はい」が1個以上ある。 b) ☐ すべて「いいえ」である

【訪問国】

A) ☐ アフガニスタン ☐ アラブ首長国連邦 ☐ イエメン
☐ イスラエル ☐ イラン ☐ インド
☐ エジプト ☐ シリア ☐ パキスタン
☐ レバノン ☐ ロシア ☐ 台湾
☐ 中国(香港含) ☐ 北朝鮮

B) ☐ イラク ☐ コンゴ民主共和国 ☐ 南スーダン ☐ スーダン
☐ ソマリア ☐ 中央アフリカ ☐ リビア

C) 上記のA), B) 以外の国・地域 ()

A) にチェックの場合、訪問先は外国ユーザーリストに掲載されているか？

☐ 掲載あり ☐ 掲載なし

設問1又は設問2のいずれかで「該当」又は「不明あるいは疑問あり」にチェックした場合、その他の懸念がある場合、若しくは設問3の回答でa)をチェックした場合、又は訪問国についてA)の国をチェックし、訪問先が外国ユーザーリストに掲載されている場合、あるいはB)の国にチェックした場合、本確認シートを研究推進部知財課に送付し相談してください。

外国ユーザーリストは経済産業省の最新版を、

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#gaikokuuserlist> で参照してください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

☐ 取引可

☐ 「審査票」の起票を要する

部科校責任者

年 月 日

作成年月日： 年 月 日

件名（内容）		
技術・貨物の名称		（貨物の金額）：
該非判定 （１～１５項）	<技術> 外為令別表： 項 号 ☐該当 ☐非該当 ☐不明・疑義 （貨物等省令： 条 項 号） ☐公知 ☐基礎科学 ☐規制対象外 <貨物> 輸出令別表第１： 項 号 ☐該当 ☐非該当 ☐不明・疑義 （貨物等省令： 条 項 号） ☐少額特例 ☐規制対象外 上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、提供予定技術・輸出予定の貨物の具体的内容に照らして、できる限り詳細に記入し、審査に必要な書類を添付すること。	
	仕 向 地 （国 名）	
	☐ 輸出令別表第３の地域 ☐ 国連武器禁輸国・地域 ☐ 懸念国 ☐ その他	
契 約 先	名 称 （英 字）	☐ 新規 ☐ 継続 ☐ 軍関連 ※ＨＰアドレスを記載及び資料を添付すること。 （ ）
	所 在 地	
	該 当 性	☐ 非居住者 ☐ 特定類型該当者（ ☐ 特定類型① ☐ 特定類型② ☐ 特定類型③ ☐ 該当なし） 該当性の根拠：
需 要 者 又 は 利 用 者	名 称 （英字）	☐ 新規 ☐ 継続 ☐ 軍関連 ※ＨＰアドレスを記載及び資料を添付すること。 （ ）
	所 在 地	
	該 当 性	☐ 非居住者 ☐ 特定類型該当者（ ☐ 特定類型① ☐ 特定類型② ☐ 特定類型③ ☐ 該当なし） 該当性の根拠：
用 途		内 容 （ ） ☐大量破壊兵器等関連 ☐通常兵器関連 ☐軍関連 ☐不明・疑義 ☐その他 資料：☐有（ ） ☐無

作成年月日： 年 月 日

受入予定者	氏 名(英字)	
	出身国(国名)	☐ 輸出令別表第3の地域 ☐ 国連武器禁輸国・地域 ☐ 懸念国 ☐ その他
	出身組織	※HPアドレスを記載及び資料を添付すること。
	特定類型該当性	☐ 特定類型① ☐ 特定類型② ☐ 特定類型③ ☐ 該当なし 該当性の根拠：
教育・提供 予定技術の 該非判定 (1～15 項)	外為令別表： 項 号(貨物等省令： 条 項 号) ※該当するおそれがある項番が複数あるときは、その全てを列挙。 ☐ 該当 ☐ 非該当 ☐ 不明・疑義 ☐ 公知 ☐ 基礎科学 ☐ その他規制対象外	
	上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、受入予定者の 研究計画・提供予定技術等に照らして、なるべく詳しく具体的に 記入してください。	
受入予定者の 卒業後の予定 ／希望勤務先 (分かる場合は 記入)	名 称(英 字)	※HPアドレスを記載及び資料を添付すること。
	所 在 地	
提供予定技術の 用途(留学生等の 場合、卒業後の予 定／希望進路で の用途) (分かる場合は 記入)	内 容 () ☐ 大量破壊兵器等関連 ☐ 通常兵器関連 ☐ 軍関連 ☐ 不明・疑義 ☐ その他 資 料： ☐ 有 () ☐ 無	

客 観 要 件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制：受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、輸出令別表第3の地域を除く地域の場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ③(②が「はい」の場合、)明らかガイドラインに関する チェックシートに「いいえ」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ
	II. 通常兵器キャッチオール規制：受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、国連武器禁輸国・地域の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ② (①が「はい」の場合、)「用途」チェックシート下欄の 用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ
	III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか ☐ はい ☐ いいえ
インフォーム要件	受入予定者の出身組織・卒業後の予定／希望勤務先につき、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか ☐ はい ☐ いいえ
受入予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日

以下は、輸出管理責任者が記入します。

2. 総合取引判定結果 (判定年月日： 年 月 日)

受入審査判定	☐ 承認 ☐ 条件付承認	☐ 規制対象外 ☐ 非該当 ☐ 特例（少額，その他）
	☐ 経済産業省へ届出／相談 ☐ 不承認	
受入承認条件		
上記判定理由		

(申請者・記載者氏名)

統括責任者	管理責任者	部科校責任者

令和 年 月 日

日本大学理事長 殿
日本大学学長 殿

〇 〇 〇 学 部 長

安全保障輸出管理に係る取引等について（内申）

標記のことについて、下記のとおり取引等をしてよろしいか内申いたします。

記

- 1 申請者 〇 〇 〇 〇 （所属学科，資格）
- 2 種 別 （「技術の提供，貨物の輸出」，「留学志願者」，「外国人受入」のいずれかを記載）
- 3 取引内容 別紙審査票のとおり
- 4 添付書類
 - ① 審査票
 - ② 事前確認シート

以 上

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の 遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

日本大学理事長 殿
日本大学学長 殿

令和 年 月 日

住所
氏名(自署)

私は、日本大学が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。)の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、日本大学の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

- ☐ 以下の①に該当します。
- ☐ 以下の②に該当します。
- ☐ 以下の①及び②に該当します。
- ☐ 以下のいずれにも該当しません。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体(以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者(次に掲げる場合を除く。)

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

(ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等(当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益(金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約している者

以 上

Confirmation Letter regarding the Applicability of the Specific Categories for Compliance with Article 25 (1) and (2) of the Foreign Exchange and Foreign Trade Act

To: Chairperson of the Board of Trustees / President

Date: Year Month Day

Address:

Name:

I understand when [INSERT ENTITY NAME] transfers technology to a resident who falls under the clauses 1(3) サ ① or ② of the "Notification for Transactions or Acts of Transferring Technology Requiring Permission pursuant to Article 25 (1) of the Foreign Exchange and Foreign Trade Act and Article 17 (2) of the Foreign Exchange Order" (Document No. 492 of the Trade Bureau published on December 21, 1992; hereinafter referred to as the "Notification for Technology Transfer"), [INSERT ENTITY NAME] is likely to be required to obtain a license from the Minister of Economy, Trade, and Industry pursuant to Article 25 (1) and (2) of the Foreign Exchange and Foreign Trade Act, and, for the sake of compliance by [INSERT ENTITY NAME] with the clauses 1(3) サ ① or ② of the Notification for Technology Transfer, I hereby confirm that I:

- ☐ fall under the category (1) below.
- ☐ fall under the category (2) below.
- ☐ fall under the categories (1) and (2) below.
- ☐ DO NOT fall under any of the categories below and no confirmation is required.

(1) A Person who has entered into an employment contract, a delegation contract, a service contract, or any other contract with a corporation or any other organization established under the foreign laws and regulations (except for its branch offices, local offices or other offices in Japan, hereinafter referred to as a "Foreign Corporation"), or a foreign government, a foreign governmental agency, a foreign local government, a foreign central bank, a foreign political party or any other political organization (hereinafter referred to as a "Foreign Government") and is subject to the direction and order of the Foreign Corporation or the Foreign Government, or owes the duty of care of a good manager to the Foreign Corporation or the Foreign Government, according to the contract, except for either of the following cases.

- (a) In the case where the Person has entered into an employment contract, a delegation contract, a service contract, or any other contract with a Japanese corporation and is subject to the direction and order of the Japanese corporation or owes the duty of care of a good manager to the Japanese corporation, according to the contract, the Japanese corporation or the Person has agreed with the Foreign Corporation or the Foreign Government that the direction and order of the Japanese corporation or the duty of care of a good manager to the Japanese corporation shall prevail over the direction and order of the Foreign Corporation or the Foreign Government, or the duty of care of a good manager to the Foreign Corporation or the Foreign Government.

- (b) In the case where the Person has entered into an employment contract, a delegation contract, a service contract, or any other contract with a Japanese corporation and is subject to the direction and order of the Japanese corporation or owes the duty of care of a good manager to the Japanese corporation, according to the contract, the Person has entered into an employment contract, a delegation contract, a service contract or any other contract with a Group Foreign Corporation (a Foreign Corporation that directly or indirectly holds 50% or more of the voting rights of the Japanese corporation or a Foreign Corporation of which 50% or more of the voting rights are held by the Japanese corporation. The same shall apply hereinafter.) and is subject to the direction and order of the Group Foreign Corporation or owes the duty of care a good manager to the Group Foreign Corporation, according to the contract.
- (2) A Person who earns or agrees to earn a large amount of money or other significant profit (money or other profit that accounts for 25% or more of the Person's annual income when converted into money) from a Foreign Government.

誓 約 書

部 科 校 長 殿

所 属 _____

氏 名 (自署) _____

このたび私は，日本大学の教職員等として採用いただきましたが，採用期間中は日本大学教職員就業規則及び下記の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 在職中，無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には，所属長(部科校輸出管理責任者)に相談するとともに，必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令及び日本大学の定める規程等(安全保障輸出管理手続きマニュアル)に従い所定の手続きを行います。
 - ① 研究上の技術情報を在職中に外国において提供し，若しくは非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者(「特定類型」に該当する者という。)に対して提供しようとする場合，又はこれを在職後に提供することが在職中に明らかとなった場合
 - ② 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果，得られた有体物を在職中に外国に輸出(海外へ送付又は持出し等)しようとする場合，又はこれらを在職後に輸出することが在職中に明らかとなった場合
- 2 研究上の技術情報を，大量破壊兵器等(核兵器，化学兵器，生物兵器，ロケット，無人航空機等)，通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発，製造，使用又は貯蔵に用いず，当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

以 上

誓 約 書

部 科 校 長 殿

所 属 _____

氏 名 (自署) _____

このたび私は日本大学大学院〇〇研究科への入学に関し，下記の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 在学中，無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には，所属長(部科校輸出管理責任者)に相談するとともに，必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令及び日本大学の定める規程等(安全保障輸出管理手続きマニュアル)に従い所定の手続きを行います。
 - ① 研究上の技術情報を在学中に外国において提供し，若しくは非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者(「特定類型」に該当する者という。)に対して提供しようとする場合，又はこれを在学後に提供することが在学中に明らかとなった場合
 - ② 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果，得られた有体物を在学中に外国に輸出(海外へ送付又は持出し等)しようとする場合，又はこれらを在学後に輸出することが在学中に明らかとなった場合
- 2 研究上の技術情報を，大量破壊兵器等(核兵器，化学兵器，生物兵器，ロケット，無人航空機等)，通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発，製造，使用又は貯蔵に用いず，当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

以 上

Pledge

To: The Dean

Address: _____

Full name: _____

(Signature) _____

I hereby pledge to comply with the following items regarding my enrollment to or employed or any as such by Nihon University.

1. During enrollment or employment or any as such at Nihon University, I will neither provide nor carry out any property belonging to the University without a permission. In any of the following cases, I will consult my supervisor (i.e., the academic staff accepting me as a student or a researcher) and, if necessary, take the prescribed procedures based on the Foreign Exchange and Foreign Trade Act, related laws and regulations, and the internal regulations of the University.
 - (1) In the case that I intend to provide technical information related to a research to a foreign country or to a non-resident or a resident under the significant influence of a non-resident (i.e., a person falling under the “Specific Categories”.) during this period, or in the case that it becomes clear during this period that I will provide such information after leaving the University.
 - (2) In the case that I intend to export (send, take abroad, etc.) research equipment, materials used in research, or tangible objects by a research during this period, or in the case that it becomes clear during this period that I will export these items after leaving the University.
2. I will not use the technical information obtained by a research for the development, production, use, or storage of weapons of mass destruction (WMD) (nuclear weapons, chemical weapons, biological weapons, WMD delivery systems such as missiles, and unmanned aerial vehicles), conventional weapons, or materials, components, or products used in these weapons. I will use such technical information only for civil purposes.

※ Regarding to the “Specific Categories”, please refer to Page 4 of



https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/minashi/en_daigaku_.pdf

誓 約 書

部 科 校 長 殿

所 属 _____

氏 名 (自署) _____

このたび私は、出身国への一時帰国に関し、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 一時帰国中，無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には，所属長(部科校輸出管理責任者)に相談するとともに，必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令及び日本大学の定める規程等(安全保障輸出管理手続きマニュアル)に従い所定の手続きを行います。
 - ① 研究上の技術情報を在職中に外国において提供し，若しくは非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者(「特定類型」に該当する者という。)に対して提供しようとする場合，又はこれを退職後に提供することが在職中に明らかとなった場合
 - ② 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果，得られた有体物を在職中に外国に輸出(海外へ送付又は持出し等)しようとする場合，又はこれらを退職後に輸出することが在職中に明らかとなった場合
- 2 研究上の技術情報を，大量破壊兵器等(核兵器，化学兵器，生物兵器，ロケット，無人航空機等)，通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発，製造，使用又は貯蔵に用いず，当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

以 上

誓 約 書

部 科 校 長 殿

所 属 _____

氏 名 (自署) _____

このたび私は、出身国への一時帰国に関し、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 一時帰国中、無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、所属長(部科校輸出管理責任者)に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令及び日本大学の定める規程等(安全保障輸出管理手続きマニュアル)に従い所定の手続きを行います。
 - ① 研究上の技術情報を在学中に外国において提供し、若しくは非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者(「特定類型」に該当する者という。)に対して提供しようとする場合、又はこれを退学又は修了後に提供することが在学中に明らかとなった場合
 - ② 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果、得られた有体物を在学中に外国に輸出(海外へ送付又は持出し等)しようとする場合、又はこれらを退学又は修了後に輸出することが在職中に明らかとなった場合
- 2 研究上の技術情報を、大量破壊兵器等(核兵器，化学兵器，生物兵器，ロケット，無人航空機等)，通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発，製造，使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

以 上

Date (*month day, year*): _____, _____

PLEDGE

To: Dean

Name & signature: _____

Affiliation: _____

I hereby pledge that during my temporary visit to my country of nationality, I will comply with the provisions given below.

1. During my visit I will not, without permission, provide Nihon University property to any party or remove it from University premises. In either of the cases indicated below, I will consult with my academic superior (academic supervisor) and, if necessary, carry out prescribed procedures in accordance with the Foreign Exchange and Foreign Trade Act established by the Japanese government, relevant laws and regulations based on said Act, and the rules (including the Security Export Control Procedures Manual), etc., established by Nihon University.

(1) In case I intend to provide any research-related technical information abroad or provide such information either to non-residents or to residents strongly influenced by non-residents (i.e., to persons falling into any of the “specified categories”) while I am employed (enrolled) at the University, or it becomes clear that while I am employed (enrolled) at the University, I will be providing such information after I leave the University.

(2) In case I intend to export abroad (e.g., send or carry overseas) equipment used in research, materials used in research, or tangible objects obtained through research while I am employed (enrolled) at the University, or it becomes clear that while I am employed (enrolled) at the University, I will be exporting any such items after I leave the University.

2. I will not utilize any research-related technical information in the development, production, use, or storage of weapons of mass destruction, etc. (e.g., nuclear weapons, chemical weapons, biological weapons, rockets, and unmanned aerial vehicles), of conventional weapons, or of materials, components, or products used in such weapons, but will utilize such technical information exclusively for civilian purposes.

(様式D-1：退職時，教職員等用)

令和 年 月 日

誓 約 書

部 科 校 長 殿

所 属 _____

氏 名 (自署) _____

このたび私は，日本大学を退職するに当たり，下記の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 退職後，次のいずれかに該当する場合であり，必要な場合には，日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続きを行います。
 - ① 日本大学より提供を受けた研究上の技術情報を外国において提供し，又は非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者(「特定類型」に該当する者)に対して提供しようとする場合
 - ② 日本大学における研究上の使用機器若しくは使用材料又は日本大学での研究の結果得られた有体物を外国に輸出(海外へ送付又は持出等)しようとする場合
- 2 日本大学より提供を受けた研究上の技術情報を，大量破壊兵器等(核兵器，化学兵器，生物兵器，ロケット，無人航空機等)，通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発，製造，使用又は貯蔵に用いず，当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

以 上

誓 約 書

部 科 校 長 殿

所 属 _____

氏名（自署）_____

この度私は，日本大学大学院〇〇研究科の修了に関し，下記の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 修了後，次のいずれかに該当する場合であり，必要な場合は，日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続きを行います。
 - ① 日本大学より提供を受けた研究上の技術情報を外国において提供し，又は非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者（「特定類型」に該当する者）に対して提供しようとする場合
 - ② 日本大学における研究上の使用機器若しくは使用材料又は日本大学での研究の結果得られた有体物を外国に輸出（海外へ送付又は持出等）しようとする場合
- 2 日本大学より提供を受けた研究上の技術情報を，大量破壊兵器等（核兵器，化学兵器，生物兵器，ロケット，無人航空機等），通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発，製造，使用又は貯蔵に用いず，当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

以 上

(様式D－3：退学時，大学院学生用)

令和 年 月 日

誓 約 書

部 科 校 長 殿

所 属 _____

氏 名 (自署) _____

このたび私は，日本大学大学院〇〇研究科を退学するに当たり，下記の事項を遵守することを誓約いたします。

1 退学後，次のいずれかに該当する場合であり，必要な場合は，日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続きを行います。

① 日本大学より提供を受けた研究上の技術情報を外国において提供し，又は非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者(「特定類型」に該当する者)に対して提供しようとする場合

② 日本大学における研究上の使用機器若しくは使用材料又は日本大学での研究の結果得られた有体物を外国に輸出(海外へ送付又は持出等)しようとする場合

2 日本大学より提供を受けた研究上の技術情報を，大量破壊兵器等(核兵器，化学兵器，生物兵器，ロケット，無人航空機等)，通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発，製造，使用又は貯蔵に用いず，当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

以 上

Pledge

To: The Dean

Address: _____
Full name: _____
(Signature) _____

I hereby pledge to comply with the following items regarding my graduation from or leaving Nihon University.

1. After graduation from or leaving Nihon University, in any of the following cases, and if necessary, I will take the prescribed procedures based on the Foreign Exchange and Foreign Trade Act, related laws and regulations.
 - (1) In the case that I intend to provide technical information related to a research provided by the University to a foreign country or to a non-resident or a resident under the significant influence of a non-resident (i.e., a person falling under the “Specific Categories”).
 - (2) In the case that I intend to export (send, take abroad, etc.) research equipment, materials used in research, or tangible objects by a research provided by the University.
2. I will not use the technical information obtained by a research for the development, production, use, or storage of weapons of mass destruction (WMD) (nuclear weapons, chemical weapons, biological weapons, WMD delivery systems such as missiles, and unmanned aerial vehicles), conventional weapons, or materials, components, or products used in these weapons. I will use such technical information only for civil purposes.

※ Regarding to the “Specific Categories”, please refer to Page 4 of



https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/en_daigaku_.pdf.

日本大学安全保障輸出管理規程

（平成30年 3 月 2 日制定）
（平成30年 4 月 1 日施行）

（目 的）

第1条 この規程は、日本大学（以下「本大学」という）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------------|---|
| ① 外為法等 | 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「法」という）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。 |
| ② 技術の提供 | 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者への技術の提供若しくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。 |
| ③ 貨物の輸出 | 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。 |
| ④ 取 引 | 技術の提供又は貨物の輸出をいう。 |
| ⑤ リスト規制技術 | 外国為替令（昭和55年政令第260号、以下「外為令」という）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。 |
| ⑥ リスト規制貨物 | 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号、以下「輸出令」という）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。 |
| ⑦ キャッチオール規制 | 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。 |
| ⑧ 該非判定 | 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。 |
| ⑨ 取引審査 | 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者（「相手先」ともいう）を確認し、本大学として当該取引を行うかを判断することをいう。 |
| ⑩ 大量破壊兵器等 | 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。 |
| ⑪ 通常兵器 | 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。 |
| ⑫ 大量破壊兵器等の開発等 | 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。 |
| ⑬ 通常兵器の開発等 | 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。 |

- ⑭ 教職員等 役員、教員、職員及び研究員その他本大学に雇用される者をいう。
- ⑮ 学 生 学部、大学院及び短期大学部に在籍する学生（研究生等を含む）をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、本大学の教職員等並びに学生（以下「教職員等」という）が行う全ての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

（基本方針）

第4条 本大学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- ① 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わない。
- ② 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- ③ 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

（最高責任者）

第5条 本大学の輸出管理における最高責任者は、学長とする。

- 2 最高責任者は、本大学における輸出管理に係る業務を総括し、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

（輸出管理統括責任者）

第6条 最高責任者は、輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という）を置き、副学長1名をもって充てる。

- 2 統括責任者は、最高責任者を補佐し、最高責任者の指示に基づき、本大学における輸出管理業務を次条の輸出管理責任者及び第8条の部科校輸出管理責任者に分担し、その業務を統括するとともに、次の業務を行う。
 - ① 教職員等が行う技術の提供又は貨物の輸出の承認・許可
 - ② 技術の提供又は貨物の輸出に係る該非判定及び取引審査の承認
 - ③ 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請
 - ④ 教職員等の技術の提供又は貨物の輸出に係る事故対応
 - ⑤ 外為法等又はこの規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策の立案

- 3 統括責任者は、前項各号の業務を行うに当たり、第9条に定める輸出管理委員会の意見を聴くことができる。

（輸出管理責任者）

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という）を置き、研究推進部長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、統括責任者及び次条の部科校輸出管理責任者間の連絡調整を図るほか、統括責任者の指示の下、次に掲げる輸出管理業務を行う。
 - ① 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請の手続
 - ② 技術の提供及び貨物の輸出に係る該非判定及び取引審査（二次審査）の実施
 - ③ 本部教職員に対する教育・指導
 - ④ 本部における監査の実施
 - ⑤ 教職員等の技術の提供又は貨物の輸出に係る事故対応
 - ⑥ その他輸出管理に係る業務

（部科校輸出管理責任者）

第8条 部科校における輸出管理に関する事務を行うため、部科校輸出管理責任者（以下「部科校責任者」という）を置き、部科校の長をもって充てる。

- 2 部科校責任者は、統括責任者の指示の下、部科校における次に掲げる輸出管理に係る業務を行う。
 - ① 技術の提供又は貨物の輸出に係る該非判定及び取引審査（一次審査）の実施
 - ② 管理責任者への該非判定及び取引審査（二次審査）の申請
 - ③ 教職員等に対する教育・指導

- ④ 監査の実施
- ⑤ 教職員等の技術の提供又は貨物の輸出に係る事故対応
- ⑥ その他輸出管理に係る業務

(輸出管理委員会)

第9条 本大学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、統括責任者の下に輸出管理委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

- ① 該非判定、例外適用及び取引審査に関する事項
- ② 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
- ③ 監査に関する事項
- ④ その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の者をもって構成し、委員長は統括責任者とする。

- ① 統括責任者
- ② 管理責任者
- ③ その他委員長が必要と認めた者

(教職員等の義務)

第10条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、技術の提供又は貨物の輸出に関して第11条から第15条までの手続に従うとともに、必要な書類の作成等に協力しなければならない。

(事前確認)

第11条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別に定める「事前確認シート」に基づき次の事項について確認を行い、取引審査の手続の要否について、部科校責任者の判定を受けなければならない。

- ① 相手先に関する懸念情報
- ② 例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用
- ③ リスト規制に係る該非判定
- ④ 技術又は貨物の用途確認
- ⑤ 需要者確認

2 前項の事前確認により取引審査の手続が不要の場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

(取引審査)

第12条 前条第1項により、取引審査の手続が必要とされた教職員等は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別に定める「審査票」を起票し、部科校責任者及び管理責任者による取引審査（一次審査・二次審査）を受けなければならない。

2 管理責任者は、必要に応じ輸出管理委員会に審査を依頼することができる。

3 管理責任者は、審査の結果を統括責任者に報告し承認を受けなければならない。

(許可申請)

第13条 前条第1項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第14条 教職員等は、技術を提供する場合、第11条の事前確認及び第12条の取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第11条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第12条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第15条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第11条の事前確認及び第12条の取引審査が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第11条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第12条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて部科校責任者へ報告する。部科校責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第16条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、10年間保管しなければならない。

(監査)

第17条 管理責任者及び部科校責任者は、統括責任者の指示の下、本大学の輸出管理がこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を年に1回行うものとする。

(調査)

第18条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(指導)

第19条 統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第20条 管理責任者及び部科校責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(報告)

第21条 教職員等は、外為法等又はこの規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を部科校責任者を通じて管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(処分)

第22条 本大学は、故意又は重大な過失によりこの規程に違反した者又はこれに関与した者に対し、本大学の就業規則等に基づき懲戒処分を行うことができる。

(所管)

第23条 この規程に関する事務は、研究推進部が行う。

(内規等)

第24条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。